

総務委員会資料
[総務部]
令和6年10月1日・2日

《条例案》

第 120 号議案	島根県産業廃棄物減量税条例【税務課】	1
-----------	--------------------	---

《一般事件案》

第 125 号議案	公立大学法人島根県立大学中期目標について【総務課】	10		
承認第6号議案	専決処分事件の報告及び承認について＜関係分＞	歳入	【財政課】	11
《令和6年度島根県一般会計補正予算(第3号)》				

《予算案》

第 103 号議案	令和6年度島根県一般会計補正予算(第4号)＜関係分＞	歳入	【財政課】	12
		歳出(総務部)	【総務課】	13
第 104 号議案	令和6年度島根県公債管理特別会計補正予算(第1号)		【総務課】	13
第 105 号議案	令和6年度島根県証紙特別会計補正予算(第1号)＜関係分＞	(総務部)	【総務課】	13

《報告事項》

1. 公立大学法人島根県立大学の令和5年度に係る業務の実績に関する評価結果について【総務課】	別冊
2. 障がい者雇用の状況について【人事課】	16
3. 元知事公舎に係る状況について【管財課】	17

島根県産業廃棄物減量税条例

1. 制定の理由

産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てるため、法定外目的税（地方税法第 4 条第 6 項）を課することとし、島根県産業廃棄物減量税条例を制定する。

2. 条例の概要

産業廃棄物減量税条例は平成 16 年度に創設され、以降 5 年ごとに条例制定してきた。今回は、令和 7 年 3 月 31 日をもって終了する現行条例に代わって、新たに 5 年間の適用期間とする条例を制定するものである。

納税義務者	産業廃棄物の排出事業者又は中間処理産業廃棄物排出事業者
課税客体	産業廃棄物の最終処分場への搬入
課税標準	最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量
税 率	産業廃棄物 1 トンにつき 1,000 円
徴収方法	特別徴収の方法による ただし、排出事業者（中間処理業者を含む。）が自社の最終処分場に埋立処分する場合は、申告納付の方法による
税收の管理	産業廃棄物減量促進基金に積立て、適正処理の推進等に支出する
適用期間	5 年間（令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日）

3 施行期日

総務大臣の同意を得た日から起算して 6 月を超えない範囲内で規則で定める日
（令和 7 年 4 月 1 日の予定）

4 税收見込

次期期間（R 7 ～ R 11） 1,497 百万円

産業廃棄物減量税の新設に係る中国電力の意見要旨及び県の考え方

産業廃棄物減量税の新設に際し、中国電力から下記の意見が提出されたところであるが、これに対する本県の考え方は次のとおりである。

記

1. 自社最終処分場での処分に対する軽減措置の適用について

1) 中国電力の意見

次の事柄を踏まえ、自社最終処分場で石炭灰を処分することに対して課税免除等の税の軽減措置を講じられたい。

ア、自らが、最終処分場を設置・保有し、自社処分することで応分の社会的責任を果たしていること。

イ、当該処分が指定副産物である石炭灰の有効利用であること。

ウ、産業廃棄物に関する税を導入している27道府県のうち、自己処分を理由とした減免措置は8県、石炭灰による公有水面の埋立などに対する軽減措置は4県にのぼること。

エ、2022年の三隅発電所2号機の営業運転の開始に伴い、税負担はさらに大きくなること。

2) 県の考え方

ア、産業廃棄物減量税の導入目的は、税負担の発生という動機付けにより、産業廃棄物の発生抑制と減量化を促進し、資源の有効利用と自然環境への負荷の低減を図ることであり、この点において自社処分と委託処分に差異を設ける理由はないものとする。

また、本年6月の「島根県環境審議会」答申においても、自社処分を委託処分と同様に課税対象とすべきとされたところである。（制度創設時にも島根県地域環境税制懇話会から同様の報告がある。）

【答申抜粋】

産業廃棄物が、県民共通の社会的資本である自然環境に与える負荷は、自社処分であろうと委託処理による処分であろうと異なるものではないとする、税導入時の基本的考え方は、現時点でも尊重されるべきものである。・・・

産業廃棄物の発生抑制と減量化を図るという、税制度の目的に照らせば、自社処分について税の軽減を行うことは発生抑制及び減量化へのインセンティブを与える効果を低減させ、適当でないと考えられる。

イ、電気事業者が石炭灰を自社処分場に埋め立てることに対して税の軽減措置を講じる事例は見受けられるが、埋め立てた土地を長期間かけて自然の土地へ戻していく処理プロセスの中で、自然環境に負荷を与えるという観点からは、石

炭灰と他の産業廃棄物とで異なることはない考える。

以上のことから、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目指し、県民、NPO等、事業者、行政が一体となって産業廃棄物の発生抑制と減量化を図るという、産業廃棄物減量税の目的に照らせば、「自社処分することで応分の社会的責任を果たしていること」あるいは「指定副産物である石炭灰の有効利用であること」を理由として税の軽減を行うことは発生抑制及び減量化への動機付けを低減させ、適当でないと考える。

2. 産業廃棄物減量税の税収使途について

1) 中国電力の意見

税収使途について、産業廃棄物の減量化の取り組みを強化するとともに、事業者に対する応益性を考慮する観点から、リサイクル製品の積極的活用とリサイクル施設整備のための補助制度の拡充等について検討されたい。

2) 県の考え方

引き続き、納税義務者（排出事業者、中間処理業者）との定期的な意見交換を行いながら、再資源化等を促進するための事業者支援について検討していく。

島根県産業廃棄物減量税のあり方について（答申の要旨）

I. 結 論 「現行の税制度を基本として、さらに5年間の継続が適当」

II. 各 論

1. 税制度の継続について

税制度継続の適否について検討したところ、一部の企業に税の負担感はあるものの、再資源化の取組は着実に進められており、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルを促す上で効果があったものと考えられる。

よって、今後とも、現行の税制度を継続し、その税収をより効果的に活用し、産業廃棄物の発生抑制、減量化やリサイクル、適正処理に関する施策を一層進めていく必要がある。

なお、目的税制度は、納税義務者の理解が得られて初めて機能するものであり、納税義務者である事業者等と定期的に意見交換や情報提供を行う機会を設けることや、納税義務者及び県民に対して周知・啓発に努めることが望まれる。

（1）税導入の効果等

- ・変動要素の大きい大手事業者を除いた最終処分量は税導入後、新たに民間の最終処分場がリニューアルオープンした時期に一旦増加したものの、減少傾向にあり、税の効果が働いたものと考えられる。
- ・最終処分量は島根県環境総合計画に定める令和7年度目標値（306千トン）を達成したものの、今後も達成していくためには、引き続き排出量の削減に関する取組を推進し、ばいじんや汚泥などの再資源化を進め、その需要の掘り起こしに積極的に取り組むことが必要である。
- ・廃棄物の県境を越えての移動量に対しても、抑制効果があったものと考えられる。

（2）産業廃棄物排出事業者等の意見

- ・多量排出事業者へのアンケート調査では、税制度導入から20年経ち、制度の主旨、目的に対する理解が着実に進んでいると考えられる。
- ・検討部会での事業者との意見交換では、一部企業から自社処分場に係る税の軽減を求める意見があった。また税の使途として再資源化等に資する施設整備に対する補助制度の要件の拡充、リサイクル製品の販路開拓への支援及び公共工事等における積極的な利用促進並びに利用方法やメリットを周知する幅広い広報活動、県民の環境教育の推進、公共関与管理型最終処分場の確保を求める意見が出された。

2. 制度運用に係る課題について

（1）自社処分場への課税

- ・自社処分場を持つ事業者から、石炭灰による公有水面埋立について、資源の有効利用の位置づけから、税の軽減を求める要望が出された。
- ・環境へ負荷を与える点では、自社処分、委託処分の形態によって差異はないとする、税導入時の基本的な考え方は尊重すべきである。また公有水面に埋め立てることについても同様である。
- ・よって、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目指し、産業廃棄物の発生抑制と減量化を図るという税制度の目的に照らせば、自社処分について税の軽減を行うことは発生抑制及び減量化へのインセンティブを与える効果を低減させ、適当ではないと考える。
- ・なお、自社処分については、法律に基づく適正処理を通じて社会的責任を担ってい

るという点に鑑み、税収の使途の面で減量化や再資源化等につながる充当事業の検討などの配慮を行うことが望まれる。

(2) 税率の設定及び適用期間

- ・ 全国的にトン当たり1,000円とする税率が定着しており、現段階でこれらを見直す大きな要因は見当たらず、現行税率の維持が適当である。
- ・ 税の抑制効果の動向、社会経済情勢の変化を勘案し、制度の見直しの機会を確保することも含めて、5年間の時限措置が適当である。

3. 税収の使途について

これまで事業者等との定期的な意見交換を行いながら、「再資源化等の支援」、「環境教育の推進」及び「適正処理の推進」に関する各種施策を展開し、一定の効果、実績を上げている。環境への負荷の更なる低減に向け、今後も、一層効果の上がる施策を展開していく必要がある。

(1) 事業者の再資源化等への支援

- ・ 再資源化等に係る事業者支援への期待は極めて大きく、引き続き、事業内容の周知や、事業者からのニーズ把握に努め、事業者が活用しやすい事業内容を検討し、推進していく必要がある。
- ・ リサイクルを推進する企業にメリットを持たせるよう、例えばリサイクル製品の公共工事での優先調達、優良認証制度の普及などの検討が必要である。
- ・ 原材料や製造工程での工夫など、廃棄物の発生抑制の視点からのアプローチも必要である。
- ・ 取組の成果や効果の情報を集約・整理し、事業者へ提供していくことも必要である。

(2) 不法投棄防止等の適正処理の推進

- ・ 事業者による産業廃棄物の発生抑制、循環利用、適正処分を取組を、一層推進していく必要がある。
- ・ 産業廃棄物処理施設に対する監視の強化やデータの公開も必要である。
- ・ 不法投棄については、業界団体や住民団体等との連携による幅広い対策の検討が必要である。

(3) 最終処分場の確保

- ・ 民間による管理型最終処分場の新規設置が進まない状況にあることから、第3期分までの税収を活用して、公共関与最終処分場の整備工事に対して財政支援を行い、適正処理の促進という観点から大きな役割を果たした。
- ・ 公共関与最終処分場の確保は、課税根拠にある、「産業廃棄物の適正な処理の促進」に向けた重要な施策であり、税収を計画的に積み立てて財政支援を行うことが必要である。

(4) 3Rの普及と環境教育の推進

- ・ 廃棄物の排出者として個々の県民の3Rの普及についても推進していくことが必要である。

4. 税制度の周知・啓発について

税制度や税を活用した施策の実施状況、充当事業の内容等について、納税義務者である排出事業者や産業廃棄物処理事業者の理解がより深まり積極的に税充当事業を活用してもらえよう、また、県民、NPO等、中小企業も含めた事業者、行政が一体となった3Rの普及推進により自然環境への負荷の削減に向けて、県の広報媒体も活用しながら積極的に周知・啓発を行い、制度の定着を図っていくことが必要である。

管 総 第 11 号
2024年 8 月 28 日

島 根 県 議 会

議 長 中 島 謙 二 様

中国電力株式会社

代表取締役 中 川 賢
社長執行役員



「産業廃棄物減量税」の新設に関する意見書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当社事業運営につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年 8 月 28 日付け島議第 173 号によりご依頼のありました地方税法第 731 条第 3 項に基づく意見について、本書のとおり回答いたします。

当社は、かねてより経営の最重要課題の一つとして、環境問題に取り組んでおり、本税制度の必要性については十分に理解しております。

しかしながら、自社最終処分場において処分する石炭灰について、他の産業廃棄物と同様に一律に課税されていることは、当社にとって非常に厳しいものと受け止めております。

当社発電事業に伴い発生する石炭灰につきましては、本税導入前から自社最終処分場を設置・保有し、土地造成材として公有水面の埋立てに有効活用するとともに、リサイクル製品として再資源化を進めることで、最大限、石炭灰の減量化に取り組んでおります。

「産業廃棄物減量税」の新設に当たりましては、こうした取組みをご賢察いただき、税負担の公平性の観点からも一部の者に対して過度の負担とならないよう、下記のとおり石炭灰を自社最終処分場で処分することに対する「産業廃棄物減量税」の軽減措置の適用、および「産業廃棄物減量税」を活用したリサイクル製品の普及促進のための支援制度の拡充をお願いいたします。

敬具

記

1. 自社最終処分場での処分に対する軽減措置の適用

当社は、発電事業により発生する石炭灰について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の原則に則り、自らの責任で処分すべく三隅発電所に約500億円の巨費を投じて自社最終処分場を設置し、今後、処分場跡地の環境設備の整備も自社責任で行うこととしております。

また、発電事業に伴い発生する石炭灰は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」で指定副産物と規定されており、経済産業省の通達では「公有水面埋立（廃棄物最終処分場の埋立工事を含む）において電気業に属する事業者が供給する石炭灰は、土地造成材に該当する」とされております。

三隅発電所の最終処分場は、公有水面埋立法に基づく許可を受けており、埋立後は造成地を活用する計画であることから、当該石炭灰の処分は、指定副産物の有効利用と位置付けられます。

このように、最終処分場を設置および保有し、自社処分することで応分の社会的責任を果たしていること、また、当該処分においては指定副産物である石炭灰を土地造成材として有効利用していることを踏まえ、軽減措置の適用を切に要望するものであります。

なお、全国で産業廃棄物に関する税を導入している27道府県のうち、自己処分を理由とした減免措置は8県、石炭灰による公有水面の埋立などに対する軽減措置は4県にのぼることも、「島根県産業廃棄物減量税のあり方について（2024年6月答申）」において示されたとおりであります。

当社は電力の安定供給、経済性および環境保全の同時達成を図るべく懸命な効率化努力を続けております。また、2022年の三隅発電所2号機の営業運転の開始により、地域経済等に一層の貢献ができるものと考えております。一方で、石炭灰の再資源化を進める中においてもその発生量が一定程度増加すれば、税負担はさらに大きくなり、競争力の低下を招くこととなることから、何卒、諸事情をご賢察いただき軽減措置の適用をお願いいたします。

2. 「産業廃棄物減量税」の税収使途

産業廃棄物の減量化のためには、産業廃棄物の発生抑制・再資源化等に資する施設の整備や、リサイクル製品の普及促進などの取組みを強化していくことが求められます。

さらに、「島根県産業廃棄物減量税のあり方について（2024年6月答申）」におい

では、「自社処分については、法律に基づく適正処理を通じて社会的責任を担っているという点に鑑み、税収の使途の面で減量化や再資源化等につながる充当事業の検討などの配慮を行うことが望まれる」とされており、公共事業でのリサイクル製品の優先調達をしていただくことで最終処分場に搬入される産業廃棄物の減量につながることから、リサイクル製品の活用を強く要望します。

当社は、三隅発電所2号機建設工事において、石炭灰を活用したフライアッシュコンクリートを採用するとともに、その製造体制を確立するために島根県内の地元企業5社の製造プラントを改造する等、セメント使用量の低減および建設工事でのCO₂排出の抑制に取り組んでいます。

こうした取組みも踏まえ、税収使途について、産業廃棄物の減量化の取組みを強化するとともに、事業者に対する応益性を考慮する観点から、特にリサイクル製品の積極的活用とリサイクル製品の研究開発への補助制度の拡充等をお願いいたします。

(1) 石炭灰を利用したリサイクル製品の公共事業への活用

当社は、以下の3項目について、石炭灰をコンクリート混和材および土木材料等のリサイクル製品に有効利用する再資源化を進めています。

a. Hiビーズによる中海の浚渫窪地環境修復事業の公共事業化

現在、認定NPO法人自然再生センターの依頼に基づき、リサイクル製品を活用した中海浚渫窪地の環境修復事業に取り組んでおりますが、こうした取組みについて「産業廃棄物減量税」を活用した事業として実施していただくようお願いいたします。

b. フライアッシュコンクリートの公共事業への活用

島根県発注の公共事業（土木工事）において、当社の石炭灰を活用したフライアッシュコンクリートやコンクリート二次製品を採用いただくなど、リサイクル製品の公共事業への活用の積極的な拡大をお願いいたします。

c. ライトサンドの公共事業への活用

「しまね・ハツ・建設ブランド」として認定されていたライトサンドの認定期間は2020年度をもって終了しましたが、認定期間中には1～2万t／年の使用実績があったことから、引き続き、公共事業への活用の積極的な拡大をお願いいたします。

(2) リサイクル製品の研究開発への補助制度の拡充

フライアッシュコンクリートはセメントの代替であり、セメント製造によるC

CO₂排出分を削減できるため、島根県内でのフライアッシュコンクリート普及拡大は、低炭素化に寄与する取り組みとなります。当社は、石炭灰の有効活用拡大のため、産官学（企業、行政、大学等）が連携した「フライアッシュコンクリート普及拡大に関する課題検討会」を設立し、島根県内でのフライアッシュコンクリート利用拡大に取り組んでいます。今後、本製品の利用拡大に係る課題検討に当たり、生コンクリート工場や大学においてフライアッシュコンクリートの試験製造ならびにCO₂低減量の算出および評価の実施を予定しておりますので、本事業に対する助成をお願いいたします。

以上

公立大学法人島根県立大学中期目標について

1. 基本目標 「地域に貢献する人材を輩出する大学」
2. 大学改革に関する重要項目 (1) 県民からの期待に応える存在意義の高い大学 (2) 地域が抱える諸課題に対応する研究及び教育を重視する大学 (3) 理事長・学長のリーダーシップのもと機動的かつ戦略的な運営を行う大学
3. 期間 令和7年4月1日～令和13年3月31日
4. 基本目標を達成するための重点的な取組 (1) 入学者に占める県内出身者割合の向上 - 県内の中山間地域や離島、専門高校などからの入学者増や県内定着につながる入試制度改革を検討、実行 - サテライトキャンパス等を拠点として高校生と大学生の交流を促進 - 教員や看護師、保育士など県内で不足する専門人材の育成において県内高校と連携 (2) 学びを通じた地域貢献や資格・免許取得の促進 - 地域住民と交流しながら実践型教育や地域教育を充実させるとともに、高大連携の推進や自治体、企業等と連携した地域課題解決への取組 - 国家試験合格や各種資格取得に向けた支援体制の充実 - オンラインやオンデマンドの仕組みを活用した遠隔講義の拡大 (3) 県内就職率の向上 - 地域の担い手となる人材の県内定着のため、企業や行政等と連携して学生が地元企業を知る機会の創出や地元企業における長期実践型キャリア教育の充実
5. その他 (1) グローバル化の推進 学生の派遣と受入れのための留学制度や短期研修制度、教育カリキュラムの充実などにより、グローバル化を推進 (2) ガバナンス体制の整備 理事長・学長のリーダーシップのもとトップダウンの戦略的な大学運営を行うガバナンス体制を整備 (3) 広報広聴活動の展開 戦略的な広報を行うとともに、業務改善のための広聴活動を積極的に行い、大学運営に反映

令和6年度一般会計補正予算（令和6年7月30日専決処分） 歳入科目別内訳一覧表

(単位:千円)

区 分	R6年度			R5年度	対前年度伸び率 (A)／(B)	主な補正項目
	現 計	7/30専決	計 (A)	6月現計(B)		
1. 県 税	78,180,351		78,180,351	73,959,690	5.7%	
2. 地 方 消 費 税 清 算 金	32,109,792		32,109,792	33,858,952	▲ 5.2%	
3. 地 方 譲 与 税	14,533,000		14,533,000	13,941,000	4.2%	
4. 地 方 特 例 交 付 金	1,757,000		1,757,000	359,000	389.4%	
5. 地 方 交 付 税	180,809,212		180,809,212	182,836,901	▲ 1.1%	
〃 (含 臨時財政対策債)	(181,403,212)		(181,403,212)	(185,000,901)	(▲ 1.9%)	
6. 交通安全対策特別交付金	170,000		170,000	179,000	▲ 5.0%	
7. 分 担 金 及 び 負 担 金	1,758,031		1,758,031	1,689,657	4.0%	
8. 使 用 料 及 び 手 数 料	4,142,994		4,142,994	4,151,252	▲ 0.2%	
9. 国 庫 支 出 金	75,620,128		75,620,128	103,319,057	▲ 26.8%	
10. 財 産 収 入	1,635,201		1,635,201	1,628,831	0.4%	
11. 寄 附 金	73,904		73,904	88,459	▲ 16.5%	
12. 繰 入 金	12,275,229		12,275,229	12,386,892	▲ 0.9%	
13. 繰 越 金	4,369,968	37,940	4,407,908	5,983,681	▲ 26.3%	
14. 諸 収 入	13,264,326		13,264,326	12,919,793	2.7%	
15. 県 債	41,414,200		41,414,200	39,928,400	3.7%	
〃 (除 臨時財政対策債)	(40,820,200)		(40,820,200)	(37,764,400)	(8.1%)	
合 計	462,113,336	37,940	462,151,276	487,230,565	▲ 5.1%	

令和6年度9月一般会計補正予算 歳入科目別内訳一覧表

(単位:千円)

区 分	R6年度			R5年度	対前年度伸び率 (A)／(B)	主な補正項目
	現 計	9月補正	計 (A)	9月現計(B)		
1. 県 税	78,180,351		78,180,351	73,959,690	5.7%	
2. 地 方 消 費 税 清 算 金	32,109,792		32,109,792	33,858,952	▲ 5.2%	
3. 地 方 譲 与 税	14,533,000		14,533,000	13,941,000	4.2%	
4. 地 方 特 例 交 付 金	1,757,000		1,757,000	359,000	389.4%	
5. 地 方 交 付 税	180,809,212		180,809,212	182,836,901	▲ 1.1%	
〃 (含 臨時財政対策債)	(181,403,212)		(181,403,212)	(185,000,901)	(▲ 1.9%)	
6. 交通安全対策特別交付金	170,000		170,000	179,000	▲ 5.0%	
7. 分 担 金 及 び 負 担 金	1,758,031	▲ 1,227	1,756,804	1,793,965	▲ 2.1%	公共事業関係
8. 使 用 料 及 び 手 数 料	4,142,994		4,142,994	4,151,252	▲ 0.2%	
9. 国 庫 支 出 金	75,620,128	48,998	75,669,126	102,656,765	▲ 26.3%	災害復旧費国庫負担金 178,635 介護テクノロジー定着支援事業費補助金 156,468 教育費国庫補助金 60,897 農林水産業費国庫補助金 58,036 土木費国庫補助金 ▲387,220
10. 財 産 収 入	1,635,201		1,635,201	1,628,831	0.4%	
11. 寄 附 金	73,904	3,000	76,904	97,479	▲ 21.1%	企業版ふるさと島根寄附金
12. 繰 入 金	12,275,229	7,044,566	19,319,795	17,334,829	11.5%	減債基金繰入金 7,151,185 医療介護総合確保促進基金繰入金 ▲117,350
13. 繰 越 金	4,407,908	11,216,783	15,624,691	18,571,997	▲ 15.9%	
14. 諸 収 入	13,264,326	4,154	13,268,480	12,929,091	2.6%	過年度補助金委託金等精算返還金 2,992
15. 県 債	41,414,200	1,033,800	42,448,000	41,250,700	2.9%	公共事業関係
〃 (除 臨時財政対策債)	(40,820,200)	(1,033,800)	(41,854,000)	(39,086,700)	(7.1%)	
合 計	462,151,276	19,350,074	481,501,350	505,549,452	▲ 4.8%	

令和6年度島根県一般会計補正予算（第4号）〈関係分〉
 令和6年度島根県公債管理特別会計補正予算（第1号）
 令和6年度島根県証紙特別会計補正予算（第1号）〈関係分〉

歳出総括表〔総務部〕

一般会計

（単位：千円）

課 名	補正前の額 (A)	補 正 額 (B)	計 (A) + (B)
総 務 課	6,477,855	▲ 51,556	6,426,299
人 事 課	4,463,207	3,051	4,466,258
財 政 課	56,956,302	13,892,920	70,849,222
税 務 課	41,059,975	▲ 14,475	41,045,500
管 財 課	7,104,816	9,603	7,114,419
営 繕 課	353,202	▲ 17,543	335,659
情 報 シ ス テ ム 推 進 課	2,798,322	10,470	2,808,792
総 務 事 務 セ ン タ ー	1,002,510	1,061	1,003,571
合 計	120,216,189	13,833,531	134,049,720

特別会計

（単位：千円）

課 名	会 計 名	補正前の額 (A)	補 正 額 (B)	計 (A) + (B)
財 政 課	公債管理特別会計	102,224,128	2,091,229	104,315,357
税 務 課	証紙特別会計	865,508	0	865,508
総務事務センター	総務事務集中処理特別会計	11,118,833	0	11,118,833

〔一般会計〕

(単位：千円)

事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	概 要	予算科目				議案資料1掲載ページ
					款	項	目		
総務部	120,216,189	13,833,531	134,049,720	[財源] 国 9,999 県 13,823,532					
総務課	6,477,855	▲ 51,556	6,426,299	[財源] 国 9,999 県 ▲61,555					
1 人件費 一般職給与	924,299	▲ 77,618	846,681	一般職員 118人→117人	2	1	1		25
2 人件費 一般職給与	7,639	▲ 1,425	6,214	一般職員 1人→1人	5	1	1		41
3 人件費 一般職給与	45,034	▲ 8,884	36,150	一般職員 6人→6人	7	1	1		51
4 私立学校教育条件維持向上事業費	94,141	6,372	100,513	個人住民税の定額減税に伴う授業料減免対象者の増	10	9	1		71
5 私立学校就学支援事業費	1,208,158	29,999	1,238,157	個人住民税の定額減税に伴う奨学のための給付金支給対象者の増	10	9	1		71
人事課	4,463,207	3,051	4,466,258	[財源] 県 3,051					
1 人件費 一般職給与	3,170,511	3,051	3,173,562	一般職員 44人→43人	2	1	1		25
財政課	56,956,302	13,892,920	70,849,222	[財源] 県 13,892,920					
1 人件費 一般職給与	157,101	1,135	158,236	一般職員 22人→22人	2	1	1		25
2 元金償還金	50,137,259	13,879,169	64,016,428	決算剰余金を活用した繰上償還（公債管理特別会計繰出金）	12	1	1		75
3 利子償還金	4,880,353	12,616	4,892,969	決算剰余金を活用した繰上償還（公債管理特別会計繰出金）	12	1	2		75
税務課	41,059,975	▲ 14,475	41,045,500	[財源] 県 ▲14,475					
1 人件費 一般職給与	705,361	▲ 14,475	690,886	一般職員 101人→98人	2	3	1		27
管財課	7,104,816	9,603	7,114,419	[財源] 県 9,603					
1 人件費 一般職給与	162,905	9,603	172,508	一般職員 24人→25人	2	1	1		25
営繕課	353,202	▲ 17,543	335,659	[財源] 県 ▲17,543					
1 人件費 一般職給与	322,437	▲ 17,543	304,894	一般職員 48人→46人	8	6	1		61
情報システム推進課	2,798,322	10,470	2,808,792	[財源] 県 10,470					
1 人件費 一般職給与	110,193	10,470	120,663	一般職員 17人→17人	2	1	1		25
総務事務センター	1,002,510	1,061	1,003,571	[財源] 県 1,061					
1 人件費 一般職給与	247,536	1,061	248,597	一般職員 37人→38人	2	1	1		25

〔公債管理特別会計〕

(歳 入)

(単位：千円)

事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	概 要	予算科目			議案資料 1掲載 ページ
					款	項	目	
財政課	102,224,128	2,091,229	104,315,357					
1 一般会計繰入金	55,191,010	13,891,785	69,082,795		1	1	1	89
2 借換債	41,372,102	▲ 11,800,556	29,571,546		2	1	1	91

(歳 出)

(単位：千円)

事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	概 要	予算科目			議案資料 1掲載 ページ
					款	項	目	
財政課	102,224,128	2,091,229	104,315,357	[財源] 債 ▲11,800,556 他 13,891,785				
1 元金償還金	97,170,377	2,078,613	99,248,990	決算剰余金を活用した繰上償還	1	1	1	93
2 利子償還金	4,870,353	12,616	4,882,969	決算剰余金を活用した繰上償還	1	1	2	93

〔証紙特別会計〕

(歳 入)

(単位：千円)

事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	概 要	予算科目			議案資料 1掲載 ページ
					款	項	目	
税務課	865,508	0	865,508					
1 証紙収入（県税）	864,049	▲ 3,174	860,875		1	1	1	97
2 繰越金	1,459	3,174	4,633		1	2	1	98

(歳 出)

0

(単位：千円)

事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	0	予算科目			議案資料 1掲載 ページ
					款	項	目	
税務課	865,508	0	865,508	[財源] 県税・使・手 ▲3,174 他 3,174				
1 一般会計繰出金	865,508	0	865,508	繰越金の増額に伴う財源調整	1	1	1	—

障がい者雇用の状況について

1. 制度概要

- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、国及び地方公共団体の任命権者には一定数以上の障がい者雇用を義務づけ

2. 知事部局における障がい者雇用率の状況（令和6年6月分・島根労働局報告数値）

※職員数等は、障がいの程度や勤務時間に基づく換算により算出することとされているため、実人数とは異なる

法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数（人）	障がい者の数（人）	実雇用率（%）	不足数（人）	法定雇用率（%）
4,133.0	118.0	2.86	0	2.80

毎年6月1日現在の状況を国に報告

（前年比）

実雇用率の増減（%）	障がい者数の増減（人）	不足数の増減（人）
2.70 ⇒ 2.86 （+0.16）	112.5 ⇒ 118.0 （+5.5）	0

（主な変動理由）

- ・ 正規職員について、令和6年4月1日に障がい者枠として2名採用
- ・ 会計年度任用職員について、令和5年7月以降、障がい者枠として5名採用

3. 採用スケジュール

6月以降 会計年度任用職員（障がい者枠）の採用試験を実施

11月上旬 障がい者（身体、知的、精神）を対象とした正規職員採用試験を実施
〈令和7年4月採用〉

4. 今後の取組等

- ・ 「島根県障がい者活躍推進計画」に基づき、引き続き、障がいのある職員が、その特性や個性に応じて、能力を十分に発揮し、働きやすく、やりがいを感じることができる職場づくりを推進
- ・ 障がい者の働きやすい職場環境づくりや障がい特性に応じた雇用管理に関する理解を深めるための「職員研修」を継続的に実施
- ・ 健康福祉部や教育委員会等と連携し、障がいのある職員に担ってもらえる職務の選定・創出、作業の集約化、支援体制・職場環境の整備等の強化

【参考】教育委員会等の障がい者雇用率の状況

	実雇用率（%）		法定雇用率（%）
	R6.6.1	R5.6.1	
教育委員会	2.51	2.48	2.70
病院局	2.79	2.14	2.80

元知事公舎に係る状況について

1 これまでの経過

- (1) 令和6年3月31日に知事公舎を用途廃止
- (2) 令和6年7月31日に松江市より元知事公舎に係る利用計画の
回答を受理

2 松江市との協議状況

令和6年9月19日付けで「元知事公舎に係る協議・検討に関する基本合意書※」を締結し、松江市が元知事公舎の取得を円滑に行えるよう協議を行っている。

※価額の決定方法、契約に係る条件などを協議・検討することとした合意書